

# 組合員の慶弔見舞に関する規程

全日本自動車部品卸商協同組合

(目的)

第1条 この規程は、全日本自動車部品卸商協同組合の組合員（法人にあっては、本組合に登録している代表者に限る。）の慶弔に関する事項について定めることを目的とする。

(組合員の死亡弔慰)

第2条 次の弔事があった場合には、理事長名の弔電交付と生花を献花する。

- (1) 組合員（法人にあっては、本組合に登録している代表者に限る。）が死亡したとき。
- (2) 組合員の代表者（法人にあっては、本組合に登録している代表者に限る。）を引退した者が死亡したとき。
- (3) 役員及び委員会委員（本組合設立前10年間以内に全部連の役員及び委員であった者を含む）を退任した者が死亡したとき。

(災害見舞金)

第3条 組合員の事業施設が不慮の災害により損害を受けた場合に給付する。  
なお、組合員は、損害状況が把握できる写真等を添付するものとする。

- (1) 全部に災害のあったとき 50,000円
  - (2) 相当程度に災害があったとき 30,000円
- 2 大規模な災害により、災害被災組合員が多数の場合には、全組合員に災害見舞金の寄付を本組合で募り、その募金の配分方法について理事会において協議し、災害組合員に交付する。

(申告)

第4条 上記第2条及び第3条第1項に基づく給付を受けようとする遺族（法人にあっては、会社を含む。）は、6ヶ月超えない期間に、自ら申告するか、あるいは、支部ないしブロック協議会、または、地方組合のいずれかを通して申告するものとする。

(その他)

第6条 その他特に必要と認める場合又はこの基準により難しい場合においては、理事長がその都度定めるものとする。

付 則

1. この規程は、平成 25 年 8 月 8 日から施行する。
2. この規程は、令和元年 10 月 10 日から施行する。
3. この規程は、令和 2 年 10 月 16 日から施行する。